

朝霞市規則第 1 4 号

朝霞市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

朝霞市福祉事務所長委任規則（平成 3 年朝霞市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表児童福祉法の項中「5 第 5 6 条第 7 項に規定する処分（第 2 4 条第 1 項に規定する保育の利用に要する費用に係るものを除く。）に関する事。」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。